

# 大分県報

令和二年  
号外（六四）  
六月三十日

（火曜日）

## 目次

規則	老人福祉法施行細則の一部改正……………一
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正……………二
	病院局管理規程……………三
	大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正……………三

## 規則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十四号

### 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「条例、定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例」

に改め、同様式

主な職員の職、氏名	
主な職員の経歴別紙	

主な職員の氏名

に改め、同様式

の添付書類を削る。

令和二年六月三十日

### 第四号様式中

施設の長その他主要な職員の氏名及び経歴別紙

施設の長の氏名

に改め、同様式

の添付書類中

「2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類

3 市町村の区域外に設置しようとする場合は、その区域を管轄する市町村長の同意書（市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合に限る。）

を「2

に改める。」

4 定款その他の基本約款（国、県及び市町村以外の者）

届出者の登記事項証明書（国、県及び市町村以外の者）」に改める。

### 第七号様式中

所在地 施設の地理的状況 別紙位置図のとおり

所在地

に改め、同様式

の添付書類を次のように改める。

添付書類 届出者の登記事項証明書（地方独立行政法人）

### 第八号様式中

所在地 施設の地理的状況 別紙位置図のとおり

所在地

に

大分県報号外（規則）

一

得1」を「低所得1・低所得2」に改める。

第十号様式中	年 月 日生（ 歳）	男・女
--------	------------	-----

を

年 月 日生（ 歳）	に「覚せい剤」を「覚醒剤」に
------------	----------------

「(12)その他（ ）」を 「(12)その他（ ）」

他」欄に記載してください。」に改める。

第十号様式中	姓 別	生年月日	を
--------	-----	------	---

生年月日	に改める。
------	-------

第十二号様式中

フリガナ	フリガナ	性別
氏 名	氏 名	男・女

を

第十五号様式中「育成医療又は」を「育成医療、」に改める。  
第十六号様式中「又は更生医療」を「、更生医療又は精神通院医療」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

事業開始の予定年月日	年 月 日	を
資 産 の 状 況	別紙のとおり（市町村設置の場合は不用）	
事業開始の予定年月日	年 月 日	に改め、同様式

の添付書類を次のように改める。

添付書類 申請者の登記事項証明書

注 代表者名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年大分県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中

フリガナ	フリガナ	性別
受診者氏名	受診者氏名	男・女

を

フリガナ	に「低所得1・低所得
受診者氏名	

## ○病院局管理規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和二年六月三十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第七号

### 大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する職員の特例）  
員の特例

2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつてその症状を呈していないもの（以下「患者等」という。）を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として病院局長が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて病院局長が定めるものに従事したときは、第二条の規定にかかわらず、第二条の手当を支給する。

3 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円（患者等の身体に接触して行う作業その他病院局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千元）とする。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（次項において「改正後の規程」という。）は、令和二年一月二十三日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

令和二年六月三十日

大分県報号外（病院局管理規程）